

策定日 2024年3月1日

社会医療法人青雲会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年3月1日～2029年3月31日

2. 内 容

<目標1>管理職に占める女性比率を50%以上とする。(現状35.7%)

(対策) 2024年4月～各所属長が職員育成計画を作成し、共有する。

2024年10月～公正な昇進基準となっているか精査し、必要に応じ見直しを行う。

2025年4月～男女公平な評価基準に基づき評価開始する。

<目標2>計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

女性職員 取得率100%、男性職員 取得率50%以上を目指す

(対策) 2024年4月～就職オリエンテーション時に制度を周知する

育児休業者へ復帰前に面談を行い、復帰後のフォロー体制を整える